

教育委員会会議録

開 会 の 日 時	令和 7 年 7 月 16 日 午後 7 時 00 分
閉 会 の 日 時	令和 7 年 7 月 16 日 午後 7 時 15 分
会 議 の 場 所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所 3 階 大研修室
出席者の氏名	教育長 小林 貴法 教育委員 中西 康裕・駒田 聡子・畑井 祐樹・中村 文大 ・右京 博巳
会議録に署名 する委員氏名	中西 康裕・畑井 祐樹
会議に出席した 者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 濱口 昌大 学校教育部長 松葉 清高 参事兼教育メディア課長 沖塚 孝久 参事兼スポーツ課長 東浦 久修 教育総務課長 中世古 克規 学校施設整備課長 北村 祥広 学校教育課長 木下 真理 社会教育課長 下村 真司 教育研究所長 村井 紀子 学校教育課副参事 鈴木 裕子 学校教育課副参事 出崎 まゆみ 学校教育課副参事 井村 直樹 教育メディア課副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した 事件	議案第34号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について 議案第35号 児童及び生徒派遣費交付規程の廃止について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中西委員、畑井委員を指名

会議に付する案件

議案第34号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

議案第35号 児童及び生徒派遣費交付規程の廃止について

教育長報告

前回の教育委員会からの報告をします。

6月議会では、品川議員から「物価高騰による市民への影響について」、久保議員から「教育長の所信について」「不登校児童生徒の支援について」「進学を希望する生徒への進路指導について」「学校給食について」、楠木議員からは「不登校児童生徒の家庭への支援について」、吉井議員から「プレコンセプションケアについて」、川口議員から「就学支援について」の一般質問がありました。詳細は、事務局より報告があります。

伊勢市内では、ほとんどの小中学校で19日から、みなと小学校のみ23日から夏季休業に入ります。8月いっぱいまで夏休みにしているのは小学校の21校で、中島小は8月28日までとなっています。中学校は、倉田山中など6校が8月26日まで、厚生中など4校が8月27日までとなっています。中学校は全て8月中に授業を再開します。

これまで、大きな交通事故や事件は報告されていませんが、SNSによるトラブルは複数の小中学校で発生しております。各校では、夏休み前に熱中症や事故のないよう、児童生徒への指導を徹底するとともに、SNSトラブルの未然防止に向けた取組を、先日の小中学校長会で依頼したところです。

以上、私からの報告は終わります。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第34号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1ページをご覧ください。

これは、伊勢市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課

それでは、議案第34号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正につきましてご説明申し上げます。

議案書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

先月の教育委員会定例会において、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に準じ、伊勢市旅費に関する条例をはじめとする関係する条例を改正することについて、ご承認をいただいたところでございます。

今回の伊勢市教育委員会事務決裁規程の改正は、先ほど申し上げました伊勢市職員の旅費に関する条例において、「出張命令」を「旅行命令」に改める用語の改正が行われたことから、同様の改正を行おうとするものでございます。

なお、この訓令は、令和 7 年 9 月 1 日から施行しようとするものでございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 34 号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 34 号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 35 号 児童及び生徒派遣費交付規程の廃止について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

4 ページをご覧ください。

これは、市大会以上の各種大会等に参加する児童又は生徒に対する派遣費について規定したものでございますが、現在、この訓令に基づき派遣費を支出していないことから、同訓令を廃止しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課

それでは、議案第 35 号「児童及び生徒派遣費交付規程の廃止について」ご説明いたします。

児童及び生徒派遣費交付規程につきましては、市大会以上の各種大会等に参加する児童又は生徒に対しての派遣費の支出について規定したのですが、現在、この規程に基づき派遣費を支出していないことから、廃止しようとするものでございます。

以上、議案第 35 号「児童及び生徒派遣費交付規程の廃止について」ご説明させていただきました。

何とぞご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました、ご意見ご質問はございませんか。

中西委員

この訓令に基づき派遣費を支出していないということなのですが、実際にこの市大会以上の各種大会に参加する児童生徒に対する派遣費は、他のところから支出がされているのかどうかについて確認をしたいと思います。

学校教育課副参事

現在の大会への参加に係る経費の負担の状況でございますが、文化活動の県大会場への参加に係る経費につきましては、別途決裁を得た基準に基づいて、負担金として旅費等を支出しております。

また中学校体育連盟等の大会につきましては、中学校体育連盟の方に負担金を支出し、そこから派遣費等が賄われているところでございます。

教育長

他にご意見ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 35 号 児童及び生徒派遣費交付規程の廃止について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 35 号 児童及び生徒派遣費交付規程の廃止について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

教育長

これをもちまして教育委員会を閉会いたします。